

# 消費者被害防止サポーター 養成講座

お試しのつもりがいつの間にか定期購入に・・・

無料点検をお願いしたら高額な工事契約をすることになってしまった・・・

悪質商法や詐欺の被害が後をたちません。

最新の被害事例や対処方法などを学び、ご自身や身近な方の消費者被害を防止するために役立てませんか。



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

|   | 日時                         | 会場                         | 定員 |
|---|----------------------------|----------------------------|----|
| 1 | 令和5年2月10日(金)<br>13時30分～16時 | 上尾市コミュニティセンター<br>第2・3・4集会室 | 30 |
| 2 | 令和5年3月4日(土)<br>13時～15時30分  | オンライン                      | 40 |

内 容 裏面をご覧ください

講 師 弁護士  
消費生活相談員



消費者庁イラスト集より

参加費 無料  
要申込（先着順）

持ち物 筆記用具 飲み物  
\*マスクの着用をお願いします

お申込み先  
埼玉消費者被害をなくす会  
電話/FAX 048-829-7444

(月～金 10時～16時 土日祝日休み)

Eメールアドレス nakusukai.10@saitama-k.com

## お申し込み方法

下記 QRコード、Eメール  
または FAX でお願います。



件名:養成講座 申込  
以下①～④を記載してください  
①申込希望 1または2  
②氏名(漢字)とフリガナ  
③市町村名  
④電話番号  
(日中連絡がとれる番号)

## 消費者被害防止サポーター養成講座

### \* 講義 (60分)

地域の消費者被害を防ぐには 弁護士

～消費者被害防止サポーターの役割～

### \* 講義 (60分)

悪質商法・消費者被害の事例 消費生活相談員

### \* 消費者被害防止サポーターの登録について 埼玉消費者被害をなくす会

○消費者被害防止サポーター養成講座受講後、希望される方はサポーターに登録することができます。登録後、研修の案内や情報を提供します。

### 消費者被害防止サポーターの活動とは・・・

- ・地域のなかで、消費者被害防止の呼びかけや、市町村のイベントなどの啓発に協力します。
- ・日頃、近隣の方と接する中で、ゆるやかな地域の見守りと「おかしいな？」と思うことがあったら消費生活センターを知らせるなど、消費者被害を未然に防止していくことを大切にしています。



#### <新型コロナウイルス感染症対策について>

##### ■ 感染予防に注意を払って開催します

- ・会場の感染対策、定員ルールを遵守します。
- ・席の間隔の確保、事前に机、椅子等のアルコール消毒と講義中の換気を行います。

##### ■ 参加者へのお願い

- ・会場での検温と手指のアルコール消毒、マスク着用のご協力をお願いします

※今後の感染状況によっては中止となる可能性があります。予めご了承ください。

適格消費者団体 特定適格消費者団体  
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会